

リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の試験確認に係る 業務規程及び試験確認基準の一部改正のお知らせ

総務省消防庁において、「[リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書（令和 6 年 3 月）](#)」（以下「報告書」という。）がとりまとめられ、『[「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」の全部改正について（令和 6 年 7 月 2 日消防危第 200 号通知）](#)』（平成 23 年 12 月 27 日消防危第 303 号の全部改正）（以下「303 号通知」という。）が発出されました。

303 号通知では、一定の要件を満たしたリチウムイオン蓄電池を耐火性収納箱等に貯蔵し、又は取り扱う場合については、耐火性収納箱等ごとの指定数量の倍数を合算しないこととして差し支えないと示されました。

当協会では、当該耐火性収納箱等について、報告書、303 号通知の別紙 1 に定められた耐火性能試験等に適合することを確認するための試験確認業務を令和 6 年 7 月 24 日から開始していますが、試験結果の実績等を踏まえて令和 7 年 10 月 9 日に当該試験確認に係る業務規程及び試験確認基準の一部を改正しましたので、改正後の業務規程及び試験確認基準等は、次のリンク先をご確認ください。

なお、報告書及び 303 号通知の他、関係通知は次のとおりです。

- ・[危険物規制事務に関する執務資料の送付について（令和 7 年 3 月 28 日消防危第 56 号）](#)
- ・[危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について（令和 7 年 5 月 27 日消防危第 116 号）](#)

- [リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の試験確認に係る業務規程](#)
(R7. 10. 9 一部改正)
- [申請様式](#) (R7. 10. 9 一部改正)
- [リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の耐火性能試験及び構造要件等に係る試験確認基準](#) (R7. 10. 9 一部改正)

【参考資料】

[リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の試験確認の概要](#) (R7. 10. 9 一部改正)

【問い合わせ先】

危険物保安技術協会 業務部

TEL 03-3436-2353

E-mail gyoumu@khk-syoubou.or.jp